

議事日程 令和6年3月6日 午前9時開会

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 付託議案の審査について

議案第 2 号 令和5年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算(第7号)について(所管部分)

議案第 3 号 令和5年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

議案第 4 号 令和5年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

議案第 5 号 令和5年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計補正予算(第3号)について

議案第12号 木曽岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 木曽岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 木曽岬町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 木曽岬町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 木曽岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 木曽岬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 木曽岬町いじめ問題調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計予算について(所管部分)

議案第23号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計予算について

議案第24号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計予

算について

議案第25号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席委員（6名）

委員長	加藤 眞 人	副委員長	古 村 護
	後 藤 紀 子		鎌 田 鷹 介
	伊 藤 守		伊 藤 好 博

欠席委員（0名）

委員外出席議員（1名）

議 長 三 輪 一 雅

議場出席説明者

町 長	加 藤 隆	副 町 長	森 清 秀
教 育 長	山 北 哲	福祉健康課長	黒 田 和 弘
住 民 課 長	伊 藤 正 典	教育課長補佐	諸 戸 勝 己
教育課長補佐	川 端 浩 揮	住民課長補佐	服 部 直 子
福祉健康課長補佐	多 賀 晶 子	福祉健康課長補佐	佐 藤 信 恵

事務局出席職員

書 記 事務局 長 藤 井 光 利 議会事務局 鈴 木 琴 音

=====

午前 9時 0分開会

○委員長（加藤眞人議員） おはようございます。

本日は、教育民生常任委員会を招集させていただきましたところ、議長並びに委員の皆様には何かとご多用の中、ご出席を賜りありがとうございます。また、加藤町長をはじめ執行部の皆様にもご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の教育民生常任委員会は、令和6年第1回定例会で付託されました15議案を審査する重要な委員会でございます。議案審査には慎重審査をいただきますとともに、委員会運営にあたり、皆様のご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の委員会の出席委員数は6名です。よって、委員会条例第14条の規定により、定足数に達しておりますので、教育民生常任委員会を開会します。

本日の書記の指名を行います。

委員会条例第27条の規定により、書記には藤井議会事務局長を指名したいと思います
が、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 異議なしと認めます。よって、書記には藤井議会事務局長を指名します。

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、既にお手元に配付させていただいたとおりでございます。

日程第１ 会議録署名委員の指名について

○委員長（加藤真人議員） 日程第１、会議録署名委員の指名についてを行います。

本日の会議録署名委員は、伊藤守委員、伊藤好博委員のご両名を指名したいと思います
が、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 異議なしと認めます。よって、伊藤守委員、伊藤好博委員の
ご両名の方、よろしくお願いいたします。

本日の議案審査に入ります。

はじめに、加藤町長より議事日程の説明を求めます。

○町長（加藤 隆町長） 改めて、皆さん、おはようございます。

つい３日、４日前までは、大変な寒波が押し寄せて、桑名やいなべは雪でございました
けれども、それ以来はつきりしないお天気が続いております。お天気が不安定ですと、能
登の皆さんがどのようにお過ごししか案じられるところでございます。１日も早く落ち着い
た暮らしができるように祈るところでございます。

そうした中、本日は木曾岬町議会の教育民生常任委員会、開会をいただきましたところ、
全委員さん、また、三輪議長さんにもご出席をいただいております。誠にありがとうございます。

今期定例会、令和６年第１回木曾岬町議会定例会を、去る２月２９日に招集、開会をい
ただきまして、執行部から議案１９件、同意案件２件、合わせて２１件を提出させていた
だきました。開会日初日に同意案件、人事案件を、２件ともご同意をいただきました。誠
にありがとうございました。

そして、他の議案全議案につきましては、それぞれ、両常任委員会に委員会付託をいた
だきました。

本日の教育民生常任委員会には、１５議案をお願いするところでございますが、議案第
２号につきましては、令和５年度の町一般会計補正予算の所管部分について、第３号につ
きましては同じく国民健康保険特別会計、第４号につきましては同じく後期高齢者医療特
別会計、第５号につきましては介護保険特別会計の合わせて補正予算案件４議案でござい
ます。

続いて、第１２号につきましては国民健康保険条例の一部改正、第１３号につきましては
介護保険条例の一部改正、第１４号につきましては議案名が長いので要約をさせていた
だきますが、指定居宅介護支援等の事業に関する条例の一部改正、第１５号につきまして

は指定介護予防支援に係る事業者並びに事業の人員及び運営並びに効果的な支援の方法に関する条例の一部改正について、第 16 号につきましては指定地域密着型サービスに関する条例の一部改正、第 17 号につきましては指定地域密着型介護予防サービス並びに効果的な支援の方法に関する条例の一部改正、第 18 号につきましては町のいじめ問題調査委員会条例の一部改正について、議案第 22 号につきましては令和 6 年度の町一般会計予算の所管部分について、第 23 号につきましては同じく国民健康保険特別会計、第 24 号につきましては後期高齢者医療特別会計、第 25 号につきましては介護保険特別会計、それぞれの令和 6 年度の会計予算についての案件が 4 議案でございます。

議案 8 議案と、条例改正案、条例制定合わせて 7 議案、すべて合わせて 15 議案を、常任委員会でご審議を願うところでございます。

それぞれの議案につきましては、担当からそれぞれ詳細に説明をさせていただきますので、よろしくご審議のほど賜りますようお願いをいたします。

なお、本日、教育委員会の村上教育課長が体調不良により欠席をさせていただいておりますので、ご了解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（加藤真人議員） ありがとうございます。

加藤町長の議事日程の説明が終わりました。

それでは、お手元の日程に従い、会議を進めさせていただきます。

日程第 2 付託議案の審査について

○委員長（加藤真人議員） 日程第 2、付託議案の審査についてを議題とします。

本委員会に付託されました議案は、議案第 2 号、令和 5 年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算（第 7 号）について（所管部分）、議案第 3 号、令和 5 年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、議案第 4 号、令和 5 年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、議案第 5 号、令和 5 年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、議案第 12 号、木曽岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 13 号、木曽岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 14 号、木曽岬町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 15 号、木曽岬町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 16 号、木曽岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 17 号、木曽岬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 18 号、木曽岬町いじめ問題調査委員会条

例の一部を改正する条例の制定について、議案第 22 号、令和 6 年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計予算について（所管部分）、議案第 23 号、令和 6 年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計予算について、議案第 24 号、令和 6 年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第 25 号、令和 6 年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計予算についての 15 議案であります。

ここでお諮りいたします。

付託議案の審査方法につきましては、先に 1 件ごとに全議案を審査することとし、その後、討論、採決についても 1 件ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、付託議案の審査に入ります。

はじめに、議案第 2 号、令和 5 年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算（第 7 号）についての所管部分を議題とします。

事務局に説明を求めます。

○住民課長（伊藤正典課長） それでは、議案第 2 号、令和 5 年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算（第 7 号）についての所管部分について、説明をさせていただきます。

説明につきましては歳出予算事業説明において、主要な部分について説明をさせていただきます。

事業名、福祉医療事業、補正予算額 410 万円の減額でございます。医療助成金の推計見込みにより、扶助費を減額するもので、内訳は、障がい者が 180 万円減額、65 歳以上重度 290 万円減額、一人親 20 万円減額、子ども 80 万円を増額するものでございます。

続きまして、事業名、国民健康保険特別会計繰出金、補正予算額 23 万 4,000 円の減額でございます。国民健康保険特別会計繰出金の精算見込みによるもので、この主なものは、保険財政基盤安定繰出金は、保険料の軽減・支援分で 36 万 3,000 円の減額。末尾の町特別会計事務費繰出金 34 万 7,000 円の増額は、人件費や一般管理費の増額によるものでございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計繰出金、補正予算額 1,059 万 2,000 円の増額でございます。特別会計繰出金の確定によるもので、この主なものは、令和 4 年度の療養給付費負担金 1,128 万 5,000 円の増額は、前年度の精算によるものでございます。

事業名、し尿処理費、補正予算額 42 万 8,000 円の増額でございます。桑名いなべ広域連合構成自治体負担金の精算見込みによるもので、搬入量の実績により一般会計の負担割合は、当初の 21% から 26% と変更となるものでございます。

住民課所管分の説明は以上でございます。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 続きまして、福祉健康課所管部分でございます。

事業名、介護保険特別会計繰出金では、補正予算額 2 7 7 万円でございます。今年度の介護保険事業の見込みを精査によりまして、一般会計からの繰出金を追加するものでございます。

続きまして、事業名、障害者自立支援給付費では、3 5 0 万円を減額するものでございます。児童通所等給付費の見込みの精査によりまして、不用が見込まれる扶助費について減額をするものでございます。

続きまして、子育て支援事業では 1 6 6 万 4, 0 0 0 円を減額するものでございます。子ども子育て支援事業計画の策定業務委託料の確定に伴う減額や、町外に通園される子供の施設利用などに対する町負担金の見込みの精査によりまして、減額するなど補正理由欄に記載の通りでございます。

事業名、未就学児及び新生児を対象とする町独自給付事業では、8 1 万円を減額するものでございます。町独自給付事業でございます子ども 1 人当たり 3 万円を給付するこの事業におきまして、給付見込みの精査により減額をするものでございます。

次に、保健施設費では補正予算額 8 8 万円でございます。子育て支援体制の強化に伴い、保健センター事務所で使用する電算システムなどの改修委託料でございます。

事業名、新型コロナウイルスワクチン事業では 2, 0 5 4 万 9, 0 0 0 円の減額でございます。新型コロナウイルスワクチンの接種事業におきまして、ワクチン接種費用などの減額や過年度分の国庫支出金の償還金の追加など、補正理由欄に記載の通りでございます。

福祉健康課所管部分については以上でございます。

○教育課長補佐（諸戸勝己課長補佐） 続きまして、教育課所管部分について説明させていただきます。

事業名、夢とふれあい教育基金事業では、補正予算額 4 2 万円の増額でございます。夢とふれあい教育基金を活用した中学奨学金貸与事業において、繰上償還のあった 3 名分について積立金を追加するものでございます。

事業名、森林環境教育事業では、補正予算額 5 4 万 9, 0 0 0 円の減額でございます。中学一年生の木祖村交流事業の完了により、不用額を減額するものでございます。予算時には、バス 2 台とする移動や宿泊を予定していましたが、バス 1 台、通常の宿泊で実施することができました。

事業名、社会教育諸経費では、補正予算額 4 0 万円の減額でございます。ボラクラブ補助金において、年度内の事業見込みの精査による補助金の減額でございます。

事業名、図書館費では、補正予算額 3 2 万円の減額でございます。図書館運営協議会や委員報酬、館内清掃委託料、そして図書館司書業務の委託料について、見込みの精査により減額するものでございます。また、コピー使用料については、図書館システム借上の内

訳にコピー機借上を含めたことから、コピー使用料が不要となり、減額するものでございます。

事業名、木曽川グラウンド経費では、補正予算額 3 3 8 万 3, 0 0 0 円の減額でございます。出水時の木曽川グラウンドバックネット移動経費の不用や緑化管理委託業務の請負差金等の精査による減額でございます。

事業名、学校維持管理経費では、補正予算額 1 2 1 万 2, 0 0 0 円の減額でございます。光熱水費や樹木剪定委託料、草刈等委託料、コピー使用料において、精算見込みによる減額でございます。また、ビオトープ学校の森管理料と給食用リフト改修工事については、完了による不用額の減額でございます。

事業名、学校維持管理経費では、補正予算額 7 4 万円の減額でございます。樹木剪定等委託料と、コピー使用料について、見込みの精査による減額でございます。また、体育館床メンテナンス業務、プール清掃委託料、運動場維持管理工事については、完了による不用額の減額でございます。

以上が教育課所管部分でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（加藤真人議員） 事務局の説明が終わりましたので、ご質疑のある方はご発言ください。

なお進行上、ご発言される方は、手を挙げられ委員長の許可に基づき発言されますよう、よろしくお願いいたします。

ご質疑ございませんでしょうか

○委員（鎌田鷹介議員） 扶助費の中の障がい者と 6 5 歳以上重度障がい者の減額の割合が大きいのですが、当初予算から今まで補正がないのですけれど、この時期の補正として適切だったのかをお聞きします。

○住民課長（伊藤正典課長） 今回、扶助費においては、障がい者、6 5 歳以上重度障がい者、一人親家庭の減額をさせていただきました。年度末を迎えての実績の推計でございまして、最終補正において精算をさせていただくことでご了承願いたいと思います。

特に 6 5 歳以上重度障がい者については、額が高額になっておりますが、令和 5 年度から後期高齢者医療の 2 割負担という制度が始まりまして、これの見込みを少し大きく見込み過ぎたのかなという反省もございますが、最終補正において、減額をさせていただいたものでございます。ご了承願いたいと思います。以上でございます。

○委員長（加藤真人議員） よろしいでしょうか。

○委員（鎌田鷹介議員） はい。

○委員長（加藤真人議員） 他に、ご質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） ご質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第 3 号、令和 5 年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計補正予算（第

2号)についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○住民課長補佐(服部直子課長補佐) 議案第3号、令和5年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について説明させていただきます。

令和5年度三重県桑名郡木曽岬町の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条1項では、補正額を規定しており、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,303万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億2,814万8,000円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。内容につきましては、歳出予算書事業説明で説明させていただきます。

事業名、一般管理費、補正予算額16万5,000円の増額でございます。国保情報集約システム導入に係る端末対応費用でございます。

事業名、一般被保険者療養給付費、補正予算額5,982万5,000円の減額でございます。医療費推計によるものでございます。

事業名、一般被保険者療養費、補正予算額115万4,000円の増額でございます。医療費推計によるものでございます。

事業名、一般被保険者高額療養費、補正予算額474万9,000円の減額でございます。医療費推計によるものでございます。

事業名、特定健康診査等事業費は、財源振替による補正で、財源内訳の県支出金は確定見込みによるものでございます。

事業名、保険給付費等交付金償還金、補正予算額4万1,000円の増額でございます。過年度に交付された特別交付金の精算に伴う償還金でございます。

以上が、令和5年度国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の説明でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長(加藤真人議員) 事務局の説明が終わりましたので、ご質疑のある方はご発言ください。

○委員(古村 護議員) 国民健康保険の一般被保険者療養給付費の関係で、年度末推計見込みによる減として、5,982万5,000円と示されておりますけれども、内容として、例えば、対象者数の減少なのか、診療件数の減少なのか、一人当たりの医療費の診療費の減少なのか、いろいろな要素があるとは思っておりますけれども、データ実績から推計される影響、何が大きいかを教えていただくと助かります。よろしくお願ひします。

○住民課長(伊藤正典課長) 療養費、今回6,000万円ほどの減額で推計をさせていただいております。

これにつきましては、令和５年度の予算は、令和４年度の９月診療分までを見込んだ予算を立ててございます。令和４年度につきましては、コロナが少し明けてきたというところもありまして、いわゆるコロナの受診控えの反動によって、令和４年度療養費と、高額な手術関係が増えていたというような実績がございまして、令和５年度につきましてはその予算において立てさせていただいておりますので、どちらかという、診療が減っていることで考えております。以上でございます。

○委員長（加藤真人議員） 古村委員よろしいですか。

○委員（古村 護議員） はい。ありがとうございます。

○委員長（加藤真人議員） 他に、ご質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） ご質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第４号、令和５年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○住民課長補佐（服部直子課長補佐） 議案第４号、令和５年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第１条第１項では、補正額を規定しており、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１，５８８万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１億７，７８８万３，０００円とするものでございます。

２項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正によるものでございます。内容につきましては、歳出予算書事業説明で説明させていただきます。

歳出でございますが、事業名、後期高齢者医療広域連合納付金、補正予算額１，６１３万６，０００円の増額でございます。納付金の確定によるもので、主なものは、保険料負担金では、本算定により５５４万４，０００円増額。共通経費負担金では、事務費等の確定により１００万３，０００円減額。令和４年度療養給付費負担金精算金１，１２８万５，０００円の増額は、前年度の療養給付費の確定によるものでございます。

事業名、予備費、補正予算額２５万３，０００円を減額するもので、この金額をもって、歳出予算の調整をさせていただくものでございます。

以上が、令和５年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の説明でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（加藤真人議員） 事務局の説明が終わりましたので、ご質疑のある方はご発言ください。

〔暫くして〕

○委員長（加藤真人議員） ご質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） ご質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第5号、令和5年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○福祉健康課長補佐（多賀晶子課長補佐） 議案第5号、令和5年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

令和5年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,974万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,752万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

詳細につきまして、歳入歳出予算書にて、ご説明をさせていただきます。

事業名、認定調査費12万6,000円の減額でございます。認定調査の実施件数の見込みの精査により、報償費を減額補正させていただくものでございます。

事業名、保健サービス等諸費、補正予算額2,238万1,000円でございます。介護保険サービスの給付について、サービスごとの今年度の給付見込みを精査し、予算に不足が見込まれるサービス給付費について追加するもので、施設介護サービス給付費については、1,261万7,000円を追加補正させていただくものです。その他、事業説明欄記載の通りでございます。

事業名、高額介護サービス費、補正予算額103万1,000円でございます。補正理由は、高額介護サービス費の実績及び推計により対象者が増加したため、追加補正をさせていただくものです。

事業名、高額医療合算介護サービス費27万6,000円の減額でございます。補正理由は、高額医療合算介護サービス費の実績及び推計により減額補正させていただくものでございます。

事業名、審査支払手数料、補正予算額1万8,000円でございます。審査支払手数料の実績及び推計により追加補正させていただくものでございます。

事業名、介護予防・生活支援サービス事業費15万円を減額するものでございます。筋力アップ教室などの介護予防教室のスタッフの報酬について、今年度の見込みを精査し、減額するものでございます。

事業名、介護予防ケアマネジメント事業費では、補正予算額28万5,000円を減額するものでございます。介護予防のケアプランの作成にかかる委託料について、今年度の件数の見込みを精査し、減額するものでございます。

事業名、一般介護予防事業、補正予算額4万3,000円を減額するものです。椅子体操教室のスタッフの報酬について、今年度の見込みを精査し、減額するものでございます。

事業名、総合相談事業費では、予算額に変更はございませんが、保険者機能強化推進交付金の減額により、財源の振替を行うものでございます。

事業名、任意事業（その他の事業）、補正予算額33万6,000円を減額するものでございます。成年後見人報酬について、今年度の見込みを精査し、減額するものでございます。

事業名、償還金では、補正予算額3万2,000円でございます。過年度の介護保険給付費について、県負担金の再確定により、県への返還金を追加するものでございます。

予備費では250万円を減額し、歳入歳出の予算調整をさせていただいております。

以上で、議案第5号、令和5年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○委員長（加藤真人議員） 事務局の説明が終わりました。ご質疑のある方はご発言ください。

〔暫くして〕

○委員長（加藤真人議員） ご質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） ご質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第12号、木曽岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○住民課長（伊藤正典課長） それでは、議案第12号、木曽岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

下段、提案理由でございます。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年4月から退職者医療制度が廃止されたこと及び国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和6年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険料の賦課限度額等の見直しがされるため、本条例を改正するものである。木曽岬町国民健康保険条例の一部を改正することについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由でございます。

説明につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきます。なお、今回の条例改正につきましては、本条例における被保険者区分を単一とするものと、また、中低所得者層の保険料の負担の軽減を図ることとした賦課限度額の引き上げに係るものの2点ということでございます。

退職被保険者の廃止に伴う条文の改正につきましては、文言等の削除や条項等の引用修正が多岐にわたるため、説明は割愛させていただくとして、賦課限度額の引き上げに関する改正部分について説明をさせていただきます。

まず、16条の6の12でございます。後期高齢者支援金等の賦課限度額につきまして、22万円から24万円に改めるものでございます。

なお、賦課限度額の総額につきましては、2万円引き上げられて総額は106万円ということになります。

次に、第23条でございます。低所得者の保険料の減額に関する改正分でございますが、第2号でございますが、5割軽減の判定に関する改正でございます。判定に要する基準額につきまして、29万円から29万5,000円に。また、一番下の第3号は、2割軽減の判定に関する改正でございますが、判定に要する基準額を53万5,000円から54万5,000円に改めるものでございます。末尾第3項は、後期高齢者支援金等の賦課分の準用規定ということでございます。

第23条の4は、出産被保険者の保険料を減額に関する条文で、一番下の第3号につきましては、後期高齢者支援金等賦課分の準用規定ということになってございます。

第7項ですが低所得者の保険料の軽減に対する、後期高齢者支援金等賦課分のこちらも準用規定ということでございます。

条文末尾でございます。施行期日につきましては、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

また、経過措置として、この条例による改正後の木曾岬町国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとして規定をしております。

以上が、木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（加藤真人議員） 事務局の説明が終わりました。ご質疑のある方はご発言ください。

〔暫くして〕

○委員長（加藤真人議員） ご質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） ご質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第13号、木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） それでは、議案第13号、木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

下段、提案理由でございますが、介護保険法第129条の規定によりまして、第9期介護保険事業計画に基づく介護保険料率の改正及び文言等の整理をするため、本条例の一部を改正する必要がある。

本条例の一部を改正するには、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由でございます。

新旧対照表にてご説明をさせていただきます。

表のうち、上から2行目につきましては、令和6年度から令和8年度と3年間の期間を改めるものでございます。

次に、7行目以降につきましては、介護保険料の段階を国の基準に基づきまして、第1段階から第13段階までとし、一部の段階の対象基準及び各段階の保険料や減額賦課の基準、文言等についても、国の基準に基づき整理を行うものでございます。

戻りまして、附則でございます。

第1条といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するというものでございます。

議案第13号のご説明は以上でございます。

○委員長（加藤真人議員） 事務局の説明が終わりました。ご質疑のある方はご発言ください。

〔暫くして〕

○委員長（加藤真人議員） ご質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） ご質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第14号、木曾岬町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 続きまして、議案第14号、木曾岬町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

木曾岬町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案理由といたしまして、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことにより、本条例の一部を改正する必要がある。

本条例の一部を改正するには、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議

決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由でございます。

新旧対照表にてご説明をさせていただきます。

第4条では、利用者の数について改めるほか、第15条、真ん中、中ほどより下でございしますが、第15条では身体的拘束等の制限を規定する文言を追加をするとともに、サービス担当者会議の方法について、規定をするものでございます。

なお、附則でございますが、この条例につきましては、令和6年4月1日から施行するものでございます。

議案第14号のご説明については以上でございます。

○委員長（加藤真人議員） 事務局の説明が終わりました。ご質疑のある方はご発言ください。

〔暫くして〕

○委員長（加藤真人議員） ご質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） ご質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第15号、木曽岬町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 続きまして、議案第15号、木曽岬町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

木曽岬町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

下段、提案理由でございます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことにより、本条例の一部を改正する必要がある。

本条例の一部を改正するには、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由でございます。

新旧対照表にてご説明をさせていただきます。

第4条及び第5条では、介護支援専門員や主任介護支援専門員の配置について追加をさ

れたものでございます。

次に、第 11 条につきましては、地域外の利用者に対する利用料等の受領についての規定。

また、第 31 条では、身体的拘束等の制限をする規定を追加するとともに、サービス担当者会議の方法について規定をしているものでございます。

附則でございます。この条例につきましては、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

議案第 15 号のご説明は以上でございます。

○委員長（加藤真人議員） 事務局の説明が終わりました。ご質疑のある方はご発言ください。

〔暫くして〕

○委員長（加藤真人議員） ご質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） ご質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第 16 号、木曽岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 続きまして、議案第 16 号、木曽岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

木曽岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案理由といたしまして、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことにより、本条例の一部を改正する必要がある。

本条例の一部を改正するには、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由でございます。

新旧対照表にてご説明をさせていただきます。

全編にわたりまして、省令に基づき文言の修正がなされております。また、それぞれのサービスの項目におきまして、身体拘束の制限の追加など、省令に基づき、同じく改正をするものでございます。

附則でございますが、この条例につきましては、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

議案第 16 号のご説明は以上でございます。

○委員長（加藤真人議員） 事務局の説明が終わりました。ご質疑のある方はご発言くだ

さい。

〔暫くして〕

○委員長（加藤真人議員） ご質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） ご質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第１７号、木曾岬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 続きまして、議案第１７号でございます。

木曾岬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

木曾岬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案理由といたしまして、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことにより、本条例の一部を改正する必要がある。

本条例の一部を改正するには、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由でございます。

新旧対照表にてご説明をさせていただきます。

こちらにつきましても全編にわたりまして、省令に基づき文言の修正がなされたほか、身体拘束の制限の追加など、同じく省令に基づき、それぞれ改正をするものでございます。

なお、付則でございますが、この条例につきましては、令和６年４月１日から施行するものでございます。

議案第１７号のご説明は以上でございます。

○委員長（加藤真人議員） 事務局の説明が終わりました。ご質疑のある方はご発言ください。

〔暫くして〕

○委員長（加藤真人議員） ご質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） ご質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第１８号、木曾岬町いじめ問題調査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 続きまして、議案第 18 号、木曾岬町いじめ問題調査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

木曾岬町いじめ問題調査委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案理由といたしまして、組織改変による子ども・健康課の創設に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。

本条例の一部を改正するには、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由でございます。

新旧対照表でございます。

第 8 条、庶務におきまして委員会の庶務について、福祉健康課をこのたび、子ども・健康課に改めるものでございます。

附則でございます。

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

議案第 18 号のご説明は以上でございます。

○委員長（加藤真人議員） 事務局の説明が終わりました。ご質疑のある方はご発言ください。

〔暫くして〕

○委員長（加藤真人議員） ご質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） ご質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第 22 号、令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算についての所管部分を議題とします。

事務局に説明を求めます。

○住民課長（伊藤正典課長） それでは、議案第 22 号、令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算についての所管部分について、歳出予算書の事業説明において説明をさせていただきます。

事業名、福祉医療事業、本年度予算額 5, 141 万 2, 000 円でございます。事業説明欄の主なものは、現物給付年齢枠拡大対応業務委託料は、年齢要件を 18 歳年度末までに拡大するためのシステムの改修費用でございます。扶助費では総額 4, 414 万 8, 000 円、昨年度比較して 276 万円の減額でございます。

続きまして、事業名、国民健康保険特別会計繰出金、本年度予算額 5, 791 万 2, 000 円でございます。事業説明欄、主なものは国民健康保険財政基盤安定繰出金は、保険料の軽減に対し、県が 4 分の 3、町が 4 分の 1、また、中間所得層への支援として、国が

2分の1、県と町が4分の1の負担をするものでございます。2段目の未就学児均等割保険料負担金の繰出金は、均等割額の軽減に対し、国が2分の1、県と市町が4分の1を負担するものでございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計繰出金、本年度予算額1億1,316万2,000円でございます。事業説明欄、主なものは、後期高齢者医療広域連合療養給付費繰出金は医療給付費の12分の1を、保険基盤安定繰出金は保険料の軽減相当額を、共通経費繰出金の算出は均等割が10%、人口割が45%、高齢者割が45%の割合によるものでございます。なお、財源内訳の県支出金は保険料の軽減相当額の4分の3を受入れる見込みでございます。

続きまして、事業名、家庭用エネルギー等普及支援事業、本年度予算額146万円でございます。家庭用の新エネルギー等の普及支援事業補助金4件分のほか、三重県太陽光発電設備費補助金を計上させていただいております。

続きまして、事業名、し尿処理費、本年度予算額524万2,000円でございます。事業説明欄の桑名・員弁広域連合構成自治体負担金の算出は、一般会計が27%、下水道会計が73%の負担としております。

続きまして、事業名、一般ごみ収集処理事業、本年度予算額1億613万6,000円でございます。事業説明欄、主なものは、ごみ収集登記委託料3,139万8,000円は、家庭ごみの年間収集委託料で令和6年度を初年度とした3か年の契約を予定しております。下から2段目桑名広域清掃事業組合負担金は、本町の負担割合は全体で4.83%となっており、管理運営費の増加により前年度より100万円ほど増加をしております。

続きまして、事業名、資源ごみ収集処理事業、本年度予算額943万5,000円でございます。事業説明欄の主なもの、資源ごみ回収委託料は、各地区で実施される資源ごみの回収に係る業務委託料で、令和5年度から3か年の契約をしております。

住民課所管分の説明は以上でございます。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 続きまして、福祉健康課所管部分でございます。

事業名、社会福祉総務費では、本年度予算額3,446万円でございます。町社会福祉協議会への補助金のほか、在宅福祉事業補助金、戦没者追悼式の経費など、事業説明欄に記載のとおりでございます。

次に、事業名、結婚支援事業では本年度予算額132万円でございます。結婚を希望する方へ出会いの場を創出することを目的としたイベントの開催経費や、新たに結婚した町内に居住する39歳以下の世帯へのリフォームや引っ越し費用などを助成する結婚新生活支援事業補助金で、国の地域少子化対策重点推進交付金を特定財源としております。

次に、介護保険特別会計繰出金では、本年度予算額9,544万円でございます。介護保険法で定められている、自治体公費負担分及び安定した介護保険事務を行うための事務費分の介護保険特別会計への繰出金で、介護保険低所得者保険料軽減国・県負担金を特定

財源としております。

次に、事業名、障がい者福祉費では本年度予算額 1, 863 万 6, 000 円でございます。障がい者相談支援業務の委託料や負担金のほか、心身障害者福祉年金、補装具などの交付に伴う扶助費など、事業説明欄に記載のとおりで、障害者自立支援給付費等、国・県負担金などを特定財源としております。

次に、事業名、障害者自立支援給付費では、本年度予算額 1 億 2, 768 万 1, 000 円でございます。介護給付の生活介護のほか、就労に向けた訓練等給付や、障害児の通所給付など、自立支援給付費でその詳細は事業説明欄に記載のとおりでございます。障害者自立支援給付費等、国・県負担金を特定財源としております。

次に、事業名、定額減税補足給付金では、本年度予算額 5, 600 万円でございます。令和 6 年度に実施する定額減税におきまして、所得税及び住民税から所定の額を引ききれなかった方に対しまして、お一人当たり最大 4 万円の給付を行う業務でございます。給付金 1, 200 件分のほか、電算委託料など事業説明欄に記載のとおりで、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源としております。

事業名、児童福祉事業では、本年度予算額 188 万 7, 000 円でございます。子育て世帯や、ヤングケアラーの支援のための心理士などの訪問事業や子ども支援プロジェクト会議の経費、児童相談システムの保守委託料など、事業説明欄に記載のとおりで、国・県からの子ども・子育て支援事業費補助金などを特定財源としております。

事業名、子育て支援事業では、本年度予算額 1, 483 万 3, 000 円でございます。町外に通園される子どもの施設利用などに対する町負担金や第 3 期木曽岬町子ども・子育て支援事業計画策定支援業務の委託料など、事業説明欄に記載のとおりで、歳入内訳欄に記載のとおり、国・県からの各種負担金を特定財源としているものでございます。

次に、事業名、児童手当及び子ども手当事業では、本年度予算額 6, 573 万 5, 000 円でございます。予定対象者数を 467 人と見込み、その児童手当費をはじめ、児童手当の支給に係る経費を計上しており、詳細は事業説明欄に記載のとおりでございます。児童手当及び子ども手当、国・県負担金を特定財源とするものでございます。

次に、事業名、こども園運営費では、本年度予算額 1, 888 万 4, 000 円でございます。保育士の派遣業務の委託料や園医の報酬、園児用の教材費など、事業説明欄に記載のとおりで保育料等を特定財源としております。前年度予算に対しまして、1, 400 万円ほどの増額となっておりますが、これはこども園の派遣職員 3 名分の業務委託料を、現状に合わせて委託料に計上したことによるものでございます。

次に、事業名、学童保育費では本年度予算額 802 万 2, 000 円でございます。学童保育所クローバーへの事業委託料など、事業説明欄に記載のとおりで、国・県からの子ども・子育て支援交付金などを特定財源としております。

事業名、保健衛生総務費では、本年度予算額 1, 137 万 9, 000 円でございます。

海南病院の施設整備費補助金や救命救急センターの運営補助金のほか、休日応急診療所運営費負担金など、事業説明欄に記載のとおりでございます。

事業名、予防費では、本年度予算額 1,958 万円でございます。各種予防接種に係る委託料など、事業説明欄に記載のとおりでございます。また、令和 6 年度からは、インフルエンザ予防接種の助成につきまして、高校生以下にも対象を拡大する予定でございます。

事業名、母子保健衛生事業費では本年度予算額 756 万 2,000 円でございます。健康管理システム、健康カルテのシステム使用料のほか、妊婦や乳児の健康診査委託料など、事業説明欄に記載のとおりでございます。

事業名、母子保健医療対策総合支援事業では、本年度予算額 180 万 6,000 円でございます。助産師による子育て相談業務や産後ケア事業、産婦健康診査などの委託料のほか、事業説明欄に記載のとおりで、国の母子保健衛生費国庫補助金を特定財源としております。

次に、事業名、がん検診事業費では、本年度予算額 617 万 6,000 円でございます。各種がん検診の委託料など、事業説明欄に記載のとおりでございます。

事業名、がん患者療養支援事業費では、本年度予算額 67 万 8,000 円でございます。介護保険サービスの利用ができない 40 歳未満の在宅療養中のがん患者に対しまして、国の補助金を財源として、訪問看護や入浴サービス、福祉用具の利用に対して補助を行うもので、療養支援補助金のほか、通知の郵送代を計上しております。

福祉健康課所管部分については以上でございます。

○教育課長補佐（諸戸勝己課長補佐） 続きまして、教育課所管部分について説明させていただきます。

事業名、教育委員会費では、本年度予算額 111 万 8,000 円でございます。この予算は、学校教育や社会教育などの町の教育に関する事務を担当する機関として設置される教育委員会の教育委員報酬や、学校運営協議会委員報酬などを計上しております。

事業名、夢とふれあい教育基金事業では、本年度予算額 373 万円でございます。夢とふれあい教育基金を特定財源として実施する修学奨励金貸与事業において、貸与者 5 名分の奨学金 240 万円、及び貸付金の返還者 9 名分の返還金積立金として 133 万円を計上しております。

事業名、教育総務経費では、本年度予算額 291 万 2,000 円でございます。この予算は、教育委員会事務局の事務的経費のほか、いじめ対策のための委員会や特別な支援が必要なお子さんの就学支援の委員会の報酬、町人権教育研究協議会への補助金などを計上しております。備品購入費 59 万 4,000 円については、屋外で使用するイベント用長机について、長年の使用により傷んでおり買い替えが必要であることから、所要額を計上しております。

事業名、学校教育経費では、本年度予算額 1,788 万 1,000 円でございます。この予算は、学校の授業以外での小学生の自主学習として、保護者の協力を得ながら実施している土曜チャレンジスクールの経費や、ギガスクール推進事業における通信設備やタブレット端末の保守管理経費、学校司書を配置する学校図書室管理業務や小学生の下校時安全監視員の経費などを計上しております。また、特定財源として G I G A スクールネットワークの保守経費に対する補助金として、公立学校情報機器補助金のほか、講師謝礼金に対する補助金として、学校支援地域本部推進事業補助金を受け入れるものでございます。

事業名、社会教育諸経費では、本年度予算額 228 万 4,000 円でございます。この予算は、教育委員会が実施する社会教育分野の各種事業の経費であり、社会教育委員の報酬や各種団体への補助金などを計上しております。なお、木曽岬子ども未来塾補助金につきましては、県支出金の学校支援地域本部推進事業補助金を財源としております。

事業名、文化振興諸経費では、本年度予算額 266 万円でございます。この予算は、町の文化振興のため活動している文化協会への補助金のほか、教育委員会が主催する文化イベントの開催経費等の経費を計上しております。

事業名、町民ホール経費では、本年度予算額 188 万 1,000 円でございます。町民ホールの維持管理に要する経費を計上しております。出入口用暗幕カーテン設置 16 万 5,000 円は映画上映字など、暗がり为确保するために、出入口に暗幕カーテンの設定費用を計上しております。

事業名、放課後子ども教室推進事業は、本年度予算額 151 万 8,000 円でございます。この予算は、小学生の居場所づくりとして、主に土曜日に北部公民館で実施するホリデー教室の経費を計上しており、講師謝礼金や教室の材料費などを計上しております。なお、この事業につきましては、県支出金の放課後子ども教室推進事業補助金を財源としています。

事業名、図書館費では、本年度予算額 1,372 万 4,000 円でございます。この予算は、町立図書館の運営に係る経費であり、運営委託料やシステム借上料などを計上しております。

事業名、体育振興経費では、本年度予算額 933 万 8,000 円でございます。この予算は、町民の皆様に健康な毎日を過ごしていただくため、町が実施するスポーツ系講座の開講経費や美し国三重市町対抗駅伝に出場するための運営委託経費、体育協会をはじめとする各種スポーツ団体への補助金などを計上しております。

事業名、町体育館経費では、本年度予算額 1,238 万 4,000 円でございます。この予算は、町体育館の維持管理費用のほか、屋根及び外壁塗装修繕工事を実施するにあたり、その実施設計委託料を計上しております。また、アリーナ壁面と廊下壁面は塗装剥がれが目立ちますので、塗装修繕を計画しております。

事業名、木曽川グラウンド経費では、本年度予算額 915 万 9,000 円でございます。

す。木曽川グラウンドの維持管理費用を計上しております。そして、芝刈りで使用する乗用草刈機が故障しており、修理不能であることから、買い替える費用と、追加で手押し式の草刈機の購入費用を計上しております。

事業名、学校給食運営費では、本年度予算額 3,454 万 8,000 円でございます。学校給食を実施するための材料費や光熱水費を計上しております。

事業名、給食センター維持管理経費では、本年度予算額 257 万 5,000 円でございます。この予算は、学校給食の安定した実施を図るため、給食センターの維持管理費用であり、その主な内容は、厨房内の清掃業務のほか、ガス回転釜の更新費用を計上しております。

事業名、教材整備費では、本年度予算額 478 万 2,000 円でございます。この予算は、授業に必要な教材の購入経費が主なもので、備品購入費では、折りたたみシールドやワイヤレスアンプのほか、国庫支出金の理科教育設備等補助金を財源として、プログラミング教材備品の購入費用を計上しております。

事業名、学校維持管理経費では、本年度予算額 1,865 万 5,000 円でございます。この予算は、中学校の維持管理に係る経費であり、体育館のトイレの一部を洋式化する工事のほか、エアコン修繕や歩行タイル部分の割れ修繕、また、昇降口 2 階ウッドデッキ修繕の経費を計上しております。また、生徒用机・椅子の補充分や買替えの購入費用を計上しております。

事業名、教材整備費では、本年度予算額 166 万 3,000 円でございます。この予算は、事業に必要な教材の購入経費が主なもので、備品購入費では、AED スマートトレーナーセットの購入費用を計上しております。

以上が教育課所管部分でございます。

以上、議案第 22 号、令和 6 年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計予算について、委員会所管部分のご説明でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（加藤真人議員） 事務局の説明が終わりました。ご質疑のある方はご発言ください。

○委員（鎌田鷹介議員） 第 3 期子ども・子育て支援事業計画策定事業費の部分ですけれども、今年度にアンケート調査が行われていると思うのですが、寄せられた声というのを、アンケート結果のこういった部分を反映させていくのかを具体的にお聞きいたします。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 今、アンケートを実施中でございまして、アンケートの締切りが今月末となっておりますので、中身についてはまだ回収ができていない状況です。2 か年で計画を策定する予定となっておりますので、今年度のように来年度も、またどこかの機会でご説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（加藤真人議員） 他に、ご質疑は。

○委員（古村 護議員） まず1点目が、社会福祉費の結婚支援事業の関係の結婚新生活支援事業補助金90万円ですけれども、39歳以下を対象にということと、国庫補助金を受けるということですが、補助率とか上限額の考え方を教えていただけると助かります。

あともう1点が、教育の関係、小学校費の学校維持管理経費の中の運動場維持管理工事257万4,000円。これの内訳を教えていただけると助かります。よろしくお願いします。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 結婚新生活支援事業補助金につきましては、39歳以下となつてございますのは、子育ての関係の少子化対策の補助金が入つてございます。やはり出産をしていただいて、お子さんを産んでいただくところで国の基準が39歳以下となつてございます。

30歳から39歳までの世帯については上限30万円、29歳以下の世帯については上限60万円というものでございます。補助率は、4分の3でございます。

○教育課長補佐（諸戸勝己課長補佐） 小学校の運動場の維持管理の部分でございますが、小学校校庭のトラックの周辺部分の土が風等で飛ばされて、少なくなつてきているということがございまして、プラスチックのポイントが浮き上がっている状況が見受けられます。

これを解消するために、土を補充して転圧、そしてまた端の方には草なども生えている部分がございますので、そちらの整備を併せて行うというものでございます。

事業費といたしましては、主に転圧ですとか除草の部分にかかる内容となっております。234万円プラス消費税ということで見込んでおります。

以上です。

○委員（古村 護議員） 関連して運動場の関係で、グラウンドの大きいほうと小さいほうの間に以前よく水が溜まるというのがあったのですが、その点はもう改善されていますか。

○教育課長補佐（諸戸勝己課長補佐） 水たまりの部分につきましても、小学校の倉庫の北の部分、ちょうど土が風で飛ばされて溜まる部分にあたると思うのですが、そちらに水が溜まるという状況が見受けられておりました。ですので、そちらも解消するために今回対応をするという内容でございます。

○委員長（加藤真人議員） 他に、ご質疑ございませんか。

○委員（後藤紀子議員） 中学校費の学校維持管理経費ですが、体育館のトイレ改修工事があると思うのですが、一部の改修、洋式トイレに換えるだけで他はやらないのかということと、所要期間を教えてください。

○教育課長補佐（諸戸勝己課長補佐） 体育館のトイレにつきましては、男女、それぞれ対応させていただくのですが、便器につきましてはすべて洋式化するわけではなく、男子トイレ1基、女子トイレ1基を洋式化するというので、残りは現状の和式便器を予定しております。

工事期間、どれくらいの日数がかかるのかということは把握しておりません。申し訳ございません。

○委員（後藤紀子議員） スタートはいつですか。

○教育課長補佐（諸戸勝己課長補佐） できるだけ学校の支障にならないようにと考えておりますので、夏休みなどの長期休みなど、学校と調整して日程を決めていきたいと考えております。

○委員（伊藤 守議員） 同じ質問ですが、体育館のトイレは洋式と和式になるということですね。予算の関係かどうかかわからないですが、何故いっぺんに2つやらないのか、そういう意見はなかったですか。

○教育課長補佐（諸戸勝己課長補佐） すべて洋式化という選択肢はあるわけですが、体育館については使用頻度を考えると、1か所あれば、とりあえずニーズは満たせると考えておりまして、男女各1基を洋式化させていただくという考えでございます。

○委員長（加藤真人議員） 他に、ご質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） ご質疑もないようですので、質疑を終わります。

会議が続いておりますが、ここで休憩といたします。開始は、10時45分とします。よろしく申し上げます。

午前10時26分休憩

午前10時45分再開

○委員長（加藤真人議員） 休憩を解き、委員会に戻します。

次に、議案第23号、令和6年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○住民課長補佐（服部直子課長補佐） 議案第23号、令和6年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計予算について説明させていただきます。

令和6年度三重県桑名郡木曽岬町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額を、それぞれ7億1,060万円と定め、第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものでございます。

特別会計及び企業会計の概要で説明させていただきます。

国民健康保険特別会計の状況でございます。歳入歳出それぞれの予算総額は、7億1,060万円となり、前年度比較6,100万円、率にして7.9%の減額予算となるものでございます。

歳入の国民健康保険料では、保険料算定基礎として、令和6年度の世帯数を802世帯、

被保険者数を対前年度比較 101 名減の 1,235 人、現年度収納率を 94%と見込み、事業納付金や保険料軽減に係る基盤安定繰入金などを勘案し、保険料総額を 1 億 4,918 万 7,000 円と見込み、前年度比較で 279 万 3,000 円、率にして 1.8%の減となっております。なお、保険料率は、本算定時における被保険者数や所得等の状況により算定することになります。

また、中低所得層の保険料負担の軽減を図る観点から、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を 2 万円引き上げ、保険料賦課総額における限度額を 104 万円から 106 万円とすることを予定しております。

県支出金では 4 億 9,828 万円、前年度比較で 6,009 万 1,000 円の減額でございます。被保険者数の減少見込み等により、療養諸費と交付金の減額を見込むものであります。

歳出の主な事業は、歳出予算要求書において説明させていただきます。

事業名、一般管理費、本年度予算額 326 万 9,000 円でございます。事務処理の効率化を図ることとした業務委託など、経常的な事務経費を計上しております。

事業名、賦課徴収費、本年度予算額 200 万 4,000 円でございます。納付書などの諸用紙や郵送代のほか、最下段の保険料賦課処理委託料は、年間業務に要する委託料を計上するものでございます。

事業名、運営協議会費、本年度予算額 12 万 3,000 円でございます。6 名分の委員報酬などを計上するものでございます。

事業名、一般被保険者療養給付費、本年度予算額 3 億 9,643 万 5,000 円でございます。医療費の保険者負担分を支給するもので、被保険者数の減少見込み等に伴い、前年度比較で 6,047 万 7,000 円、率にして 13.2%の減となっています。

事業名、一般被保険者療養費、本年度予算額 333 万 5,000 円でございます。鍼灸マッサージなどの医療費や施術料、補装具の保険者負担分を支給するもので、前年度と同額でございます。

事業名、一般被保険者高額療養費、本年度予算額 6,422 万円でございます。医療費の自己負担分が、負担限度額を超えた場合に支給するもので、前年度と同等でございます。

事業名、一般被保険者高額介護合算療養費、本年度予算額 36 万円でございます。3 件分を見込むものでございます。

事業名、出産育児一時金、本年度予算額 400 万円でございます。支給額は 50 万円で 8 件分を見込むものでございます。

事業名、葬祭費、本年度予算額 75 万円でございます。支給額は 5 万円で、15 件分を見込むものでございます。

事業名、一般被保険者医療給付費分、本年度予算額 1 億 4,372 万 7,000 円でございます。前年度に対し 395 万 7,000 円、2.8%の増額でございます。

事業名、一般被保険者後期高齢者支援金等分、本年度予算額 5, 149 万 2, 000 円でございます。前年度に対し 193 万円、3.6%の減額でございます。

事業名、介護納付金分、本年度予算額 1, 900 万 5, 000 円でございます。前年度に対し 105 万 2, 000 円、5.9%の増額でございます。

事業名、特定健康診査等事業費、本年度予算額 1, 163 万 6, 000 円でございます。事業説明欄のうち、未受診者対策事業委託料は、外部委託による未受診者対策を図るものであり、事業費の全額が特別交付金として交付されるものでございます。財源内訳の県支出金のうち、特定健診と負担金は、基準額の 3 分の 2 の受け入れを見込むものでございます。

事業名、予備費、本年度予算額 377 万 1, 000 円でございます。この予算をもって、歳出予算を調整させていただいております。

以上で、令和 6 年度国民健康保険特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（加藤真人議員） 事務局の説明が終わりました。ご質疑のある方はご発言ください。

〔暫くして〕

○委員長（加藤真人議員） ご質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） ご質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第 24 号、令和 6 年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○住民課長補佐（服部直子課長補佐） 議案第 24 号、令和 6 年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計予算について説明させていただきます。

令和 6 年度三重県桑名郡木曽岬町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条第 1 項では、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 1 億 9, 400 万円と定め、第 2 項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表、歳入歳出予算によるものでございます。

内容につきましては、特別会計及び企業会計の概要で説明させていただきます。

後期高齢者医療特別会計の状況でございます。

歳入歳出それぞれの予算総額は、1 億 9, 400 万円となり、前年度比較 3, 200 万円、率にして 19.8%の増額予算となるものでございます。

歳入の後期高齢者医療保険料では、保険料算定基礎として、令和 6 年度の被保険者数を前年度比較 77 人増の 1, 120 人。保険料総額を 7, 951 万 8, 000 円と見込み、

前年度比較で1,405万2,000円、率にして21.5%の増となっております。

この保険料については、広域連合から示されるもので、保険料率は2年ごとに算定されます。令和6、7年度の保険料率の算定にあたっては、団塊の世代の加入による被保険者の増加、高齢化による医療費の増加、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための医療制度改革により、引き上げ改定となっており、1人当たりの年間保険料額は、前回の改定から6,502円、率にして9.2%増加しております。

繰入金では、1億1,316万2,000円。前年度比較で1,750万4,000円の増額でございます。増額の主な要因は、保険料軽減額や療養給付費の増加見込みなどにより、広域連合納付金が増加しており、保険基盤安定制度負担金で310万円あまり、療養給付費負担金で1,645万円あまり増額するものでございます。

歳出の主な事業は、歳出予算要求書において説明させていただきます。

事業名、一般管理費、本年度予算額190万8,000円でございます。資格管理等に要するシステム機器の関連経費を計上しております。

事業名、賦課徴収費、本年度予算額117万2,000円でございます。保険料徴収に係る諸用紙印刷や納入通知書作成に係る委託料を計上しております。

事業名、後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額1億8,960万円でございます。事業説明欄の主なものは、歳入で受け入れる保険料相当額の負担金や、療養給付費等で納付金総額で3,155万6,000円増額しており、この増額の主なものは、保険料負担金で1,450万円、療養給付費負担金で1,645万円の増額でございます。

以上で、令和6年度後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（加藤真人議員） 事務局の説明が終わりました。ご質疑のある方はご発言ください。

〔暫くして〕

○委員長（加藤真人議員） ご質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） ご質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第25号、令和6年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○福祉健康課長補佐（多賀晶子課長補佐） 議案第25号、令和6年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計予算について説明をさせていただきます。

令和6年度三重県桑名郡木曽岬町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億5,00

0万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものでございます。

では内容を、特別会計及び企業会計の概要で説明をいたします。

(3) 介護保険特別会計の状況についてです。

歳入については、主なものとしまして、令和6年度予算額の保険料が1億7,156万7,000円で、第1号被保険者1,976人分を見込み、令和5年度予算額と比較して、保険料の見直しなどにより、2,913万円の増額となります。

続いて、歳出でございますが、主に保険給付費が5億9,732万7,000円で、予算構成比で91.9%を占めております。

また、保険給付費は、令和5年度予算額と比較しまして、5,000万円ほどの増額となりますが、増額の主な要因は、居宅介護サービス費の訪問介護、通所介護や施設介護サービス費などの利用者が増加したことによるもので、この増額部分が令和6年度予算額合計の令和5年度との比較増額約5,400万円の主な要因となっております。

それでは詳細につきまして、歳出予算書事業説明にてご説明をさせていただきます。

事業名、一般管理費、本年度予算額535万3,000円でございます。医療と介護を連携する電子連絡帳トマッピーネットワークによる支援事業や、介護保険被保険者の管理業務の委託料のほか、令和6年度の介護報酬改定に伴うシステム改修費など、事業説明欄に記載のとおりでございます。なお、システム改修費については、特定財源として2分の1を国庫補助金で受け入れるものでございます。

事業名、保健サービス等諸費、本年度予算額5億8,500万5,000円でございます。先ほど概要でも説明したとおり、介護保険事業予算歳出額の約92%を占めています。この予算は、要介護及び要支援者に対し、介護サービス等に係る給付費負担を行うために、居宅介護サービス給付費では、在宅者に必要な訪問介護や通所介護サービス等の実施、施設介護サービス給付費では、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等の施設サービスの給付費などを予算計上したもので、国・県支払基金の介護給付費負担金等を特定財源とするものです。中でも、施設入所においては、1人当たりの給付が大きく、給付費の約半分を占めています。介護老人福祉施設、いわゆる特養への入所者数をひと月28.2人、また介護老人保健施設、いわゆる老健の入所者数を60人と見込み計上しております。

また、概要でも説明したとおり、居宅介護サービス費の訪問介護、通所介護や施設介護サービス費等の利用者が増加したことによるもの。また、令和5年度の実績から給付を見込み、予算を計上しております。その他給付については、事業説明欄記載のとおりです。

続きまして、事業名、介護予防生活支援サービス事業費、本年度予算額1,174万円でございます。主に、訪問型通所型サービス事業に係る委託料や負担金、筋力アップ教室などの介護予防教室を実施するためのインストラクターの謝礼金などを予算計上したもので、国・県支払基金からの地域支援事業交付金を特定財源とするものでございます。事業

の一つである触れ合いサロンにつきましては、現在週４回実施しており、支援１の人は週１回利用ができ約３０名が利用、支援２の人は週２回利用ができて約７名の対象者が利用をしております。

続いて、事業名、一般介護予防事業、本年度予算額１７７万９，０００円でございます。主に一般被保険者に対する介護予防教室の経費で事業説明欄に記載のとおりでございます。また、この事業は、参加者負担金のほか、国・県支払基金からの地域支援事業交付金を特定財源としております。

続いて、総合相談事業費、本年度予算額１，４１９万８，０００円でございます。この予算は、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、平成３０年度から、効率化及び充実強化を図ることを目的に、地域包括支援センターを直営化し体制を整え、相談及び支援事業を実施する経費で、主に地域包括支援センター事業負担金を予算計上し、国・県の地域支援事業交付金等を特定財源とするものです。地域包括支援センターでは、専門知識を持った職員で構成されており、年に１，０００件を超える相談などを対応しております。また、地域ケア会議を毎月開催し、困難な事例を、医療、介護など多職種が協働して課題の解決を図っています。その他事業につきましては、事業説明欄記載のとおりです。

続いて、事業名、生活支援体制整備事業費、本年度予算額３４７万３，０００円でございます。高齢者の生活支援など、サービスの体制整備を推進していくことを目的に実施する生活支援コーディネーター事業を、生活支援コーディネーターを配置し、実施する経費を計上しており、国・県の地域支援事業交付金等特定財源とするものでございます。

以上、主要事業につきまして、説明をいたしました。

なお、説明を割愛しました事業の予算につきましても、例年通りの計上としております。

これで、令和６年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計予算の説明を終わります。

○委員長（加藤真人議員） 事務局の説明が終わりました。ご質疑のある方はご発言ください。

〔暫くして〕

○委員長（加藤真人議員） ご質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） ご質疑もないようですので、質疑を終わります。

これまで、個別に審査し、質疑をいただいて進めてきましたが、最後に、これまで議題としましたすべての議案について、再度ご質疑がございましたら、ご発言をお願いします。

○委員（伊藤 守議員） 先ほど質問した中学校のトイレ改修の件で、人数を見て男女一つずつ洋式にすると聞きました。女子の方は便器が幾つあるのですかという質問。

○教育課長補佐（諸戸勝己課長補佐） 女子については今、３基、和式便器がございます。

○委員（伊藤 守議員） 3つのうち1つを洋式にするということだが、これは人数を計算したと思いますが、それ以上という考えはないですか。1基では足りないということが起きれば、改修する時にもう1回やらないといけないということになります。そういうことですね。

○教育課長補佐（諸戸勝己課長補佐） 現状において、体育館のトイレは、1基整備させていただければ対応できると考えておりまして、大部分の生徒さんは、校舎のトイレで用を済ませてから利用されているという現状も聞いておりますので、1基の整備で対応可能と考えております。

○委員（伊藤 守議員） 人が集まる入学式だったり卒業式だったり文化祭だったり、そういう時に、和式よりも洋式に皆さん行くのではないかと思います。女子だけでもせめてもう1つくらい、追加されてはどうかという意見です。考えておいてください。

○委員（伊藤好博議員） 課長がみえなかったので遠慮していたが、補正予算で、緑化管理委託料が300万円引かれている。緑化は、生きた植物の管理ですので、なぜこれだけ一気に予算が減ったのかという理由を教えてください。

それに関連して今年の予算、6年度の一般会計で同じ木曽川のグラウンドの経費で、草刈機に100万円出ているが、関連しているのか、そういう緑化事業は、そう簡単に減らせるものではない。草も伸びれば木も伸びるので、そこをどう考えているのか。

ただ、6年度で動かない草刈機を動くようにしたから事業が進むのではなくて、そのときには、草は倍以上に増えている。そういうことをわかった上での予算なのか。そこをお聞きしたい。

○教育課長補佐（諸戸勝己課長補佐） 緑化の委託料につきましては、当初の設計におきまして積算基準に基づいた設計をしております。その金額において入札を行い、その結果今回不用額が出ておりその不用額分を、減額補正させていただいております。

落札結果におきまして、その請負比率が4割ほどの内容でございましたので、不用額が大きくなっている状況でございます。

来年度におきましても、この設計基準に基づいた積算をしておりますので、当初予算におきましてはこの金額を計上しておりまして、その落札結果次第でまたどのような形になるかということになります。

緑化管理の内容でございますが、木曽川グラウンドですとか、ちびっこ広場がございますが、特に夏場におきましては、去年は非常に暑い状況でございましたので、シルバー人材センターにおきましても、暑いときにはすぐに対応していただくことはできなかった状況もございましたので、その分も減額幅が大きくなった要因となっております。

以上です。

○委員（伊藤好博議員） 差金でいいのだが、事業内容としては内容を十分にできて、それだけの効果が出たと見ておられるのですね。今年もその予算でいくということは。それ

だけお聞きしたいです。

○教育課長補佐（諸戸勝己課長補佐） 木曽川グラウンドにつきましては、主にグラウンドゴルフさんとかに利用していただいておりますが、近年、非常に伸びる速度の速い草が生えるようになったと聞いております。

その対策として、来年度におきまして、その草に効く薬剤を散布する対応をとることで予算に計上させていただいております。それによって、今年度よりも幾分草の伸びるスピードは抑えられるのではないかと感じております。

○委員（伊藤好博議員） 草のあるのが目立ったのでお聞きしたのですが、管理をしっかりとお願いしたいと思います。

それから、課の設置条例に関して、福祉課から分かれて子ども・健康課という新しい課が設置される。4月1日から設置、施行されるのですが、その予算、人件費等の事業費は大体どれくらいになっておりますか。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 人の配置の関係でいきますと、今の福祉健康課の職員、保健師とかがもう全部入っていますので、3分の2くらいが新しい子ども・健康課へ配属になると思います。残りの3分の1くらいが、福祉課へ残るという格好になります。人件費的にも少し幅がありますので、大体それくらいになるかと思っております。

○委員（伊藤好博議員） 事業費は。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 事業費的にも、今の予算書で言いますと、3款のうちの児童福祉費、あとは4款衛生費、こちらについてと、あと3款では福祉医療費も子ども・健康課へ変わりますので、事業費ベースでは、福祉、医療費部分がもう少し乗るくらいだと思います。

福祉健康課のところの配分でいくと、3分の1、3分の2くらいだと思います。

○委員（伊藤好博議員） 福祉健康課からだけですよね、今は。もう1課から仕事がかかるのでは。

休憩をお願いします。

○委員長（加藤真人議員） 暫時休憩といたします。

午前11時22分休憩

午前11時29分再開

○委員長（加藤真人議員） 休憩を解き、委員会に戻します。

他に、ご質疑ございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

質疑も出尽くしたと思いますので、これより討論・採決に入ります。

それでは、議案第2号、令和5年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算（第7号）についての所管部分で、討論があります方はご発言ください。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第2号の所管部分に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（加藤真人議員） 挙手全員です。よって、議案第2号の所管部分は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第3号、令和5年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、討論があります方は、ご発言ください。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第3号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（加藤真人議員） 挙手全員です。よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第4号、令和5年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、討論があります方は、ご発言ください。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第4号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（加藤真人議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第5号、令和5年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、討論があります方は、ご発言ください。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第5号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（加藤真人議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第５号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第１２号、木曽岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、討論があります方は、ご発言ください。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第１２号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（加藤真人議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第１２号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第１３号、木曽岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、討論があります方は、ご発言ください。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第１３号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（加藤真人議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第１３号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第１４号、木曽岬町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、討論があります方は、ご発言ください。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第１４号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（加藤真人議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第１４号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第１５号、木曽岬町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、討論があります方は、ご発言ください。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第１５号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（加藤真人議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第１５号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第１６号、木曽岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、討論があります方は、ご発言ください。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第１６号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（加藤真人議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第１６号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第１７号、木曽岬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、討論があります方は、ご発言ください。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第１７号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（加藤真人議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第１７号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第１８号、木曽岬町いじめ問題調査委員会条例の一部を改正する条例の制定

について、討論があります方は、ご発言ください。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第１８号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（加藤真人議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第１８号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第２２号、令和６年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計予算についての所管部分で、討論があります方はご発言ください。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第２２号の所管部分に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（加藤真人議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第２２号の所管部分は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第２３号、令和６年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計予算について、討論があります方は、ご発言ください。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第２３号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（加藤真人議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第２３号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第２４号、令和６年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計予算について、討論があります方は、ご発言ください。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第 24 号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（加藤真人議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第 24 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第 25 号、令和 6 年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計予算について、討論があります方は、ご発言ください。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第 25 号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（加藤真人議員） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第 25 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここでお諮りします。

本会議で当委員会での議論並びに決定事項に係る委員会報告書の作成並びに委員会報告を、私、委員長に一任していただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） ありがとうございます。異議なしの声がございましたので、私が委員会報告書の作成並びに委員会報告をさせていただきます。

これで、本委員会に付託されました 15 議案の審査を終わらせていただきます。

次に、その他の項に移ります。

本委員会の所管事項等で、何かございましたらご発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（加藤真人議員） ご発言もないようですので、これにて本日の議事日程は全て終了しました。

これをもちまして、本日の教育民生常任委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前 11 時 43 分閉会

この会議録は、書記が記載したものであるが、この会議録の経過内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

教育民生常任委員会

委員長

署名委員

署名委員
